

事務連絡
令和5年3月13日

公共発注者の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

資源有効利用促進法省令の改正及び
ストックヤード運営事業者登録規程について

日頃より、建設業行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和4年10月11日付け、事務連絡「資源有効利用促進法政省令の改正について」にて周知をいたしました措置に加えて、この度、資源有効利用促進法省令の更なる改正及びストックヤード運営事業者登録規程の創設をいたしましたので周知いたします。

貴部局におかれましては、管内市町村（政令市除く）に対して周知いただくとともに、本改正の趣旨を十分にご理解の上、適切な運用に格段のご配慮を賜りたく、お願い申し上げます。

なお、今回の主な改正概要等につきましては、別紙のとおりです。

【別紙1】資源有効利用促進法省令の改正及びストックヤード運営事業者登録規程について（概要）

【別紙2】建設発生土から発生する土の搬出先の明確化等

【別紙3】「資源有効利用促進法」を知っていますか？令和5年3月版（建設業者向けチラシ）

【別紙4】ストックヤードの登録制度をご利用ください（ストックヤード業者向けチラシ）

【別紙5】建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令及び建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令（令和5年国土交通省令第6号）

【別紙6】ストックヤード運営事業者登録規程（令和5年国土交通省告示第157号）

【別紙5～6は添付していません】

資源有効利用促進法省令の改正及び
ストックヤード運営事業者登録規程について（概要）

令和 5 年 3 月
不動産・建設経済局建設業課

○施行日について

公布：令和5年3月3日

施行：(1)(①iiiを除く。)、(2)、(3)(第11条第4項を除く。)

…令和5年5月26日

(1)(①iiiに限る。)、(3)(第11条第4項に限る。)

…令和6年6月1日

○改正内容等について

(1)建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（指定副産物省令）の一部改正

①建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等（新設）

i. 元請業者等は、建設発生土を計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに、当該搬出先の管理者（当該搬出先が工事現場である場合にあつては、当該工事現場に係る元請業者等）に対し、以下の事項を記載した受領書（電磁的記録も可）の交付を求めるものとする。

a. 搬出先の名称（搬出先が工事現場の場合は建設工事の名称）及び所在地

b. 搬出先の管理者の商号、名称又は氏名

c. 搬出元（搬出元が工事現場の場合は建設工事の名称）の名称及び所在地

d. 建設発生土の搬出量

e. 建設発生土の搬出先への搬出が完了した日

ii. 元請業者等は、受領書の交付の求めを行った場合において、搬出先から受領書の交付を受けたときは、受領書に記載された搬出先の名称及び所在地が計画と一致することを確認するとともに、当該受領書又はその写しを計画を作成した建設工事の完成日から5年を経過する日まで保存するものとする。

iii. 元請業者等は、建設発生土が計画に記載した搬出先（a.～c.に該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先に関するi.a.～e.の事項を記載した書面（電磁的記録も可）を作成するとともに、当該書面を計画を作成した建設工事の完成日から5年を経過する日まで保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。

a. 国又は地方公共団体が管理する場所その他の公共性のある場所であつて国土交通大臣が定めるもの

b. 建設発生土を利用しようとする他の工事現場（建設工事を施工する予定の場所を除く。）及び当該他の工事現場で利用するために建設発生土を一時的に堆積する当該他の工事現場に近接した場所

c. 建設発生土の一時置場（建設発生土を再資源化施設、他の工事現場その他の建設発生土の搬出先に搬出するまでの間一時的に保管するための場所をいう。）のうち国土交通大臣が定めるもの（（3）「ストックヤード運営事業者登録規程」による登録を受けたストックヤード運営事業者が運営するストックヤード）

令和6年6月1日より施行

②建設発生土の搬出に関する関係法令の手續の確認（新設）

- i. 元請業者等は、500㎡以上の建設発生土を搬出する建設工事において計画を作成しようとするときは、あらかじめ以下の事項を確認した上で計画を作成するとともに、その確認の結果を記載した書面（電磁的記録も可）を作成するものとする
 - a. 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされていること
 - b. 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する以下の事項
 - ・当該行為が宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けていること
 - ・当該行為が同法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされていること
 - c. 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項
- ii. 元請業者等は、500㎡以上の建設発生土を搬出する建設工事において計画を作成したときは、建設発生土を運搬する者に対し、建設発生土の搬出先の名称・所在地及び搬出量並びに i. により作成した書面の内容を通知するものとする。これらの内容に変更があったときも、同様とする。
- iii. i. により作成した書面は計画の一部として、計画本体と同様、作成時に発注者へ提出及び報告、内容の変更時に発注者へ報告するものとし、現場掲示により公衆の閲覧に供するほか、計画を作成した工事の完成後5年を経過する日まで保存するものとする。

(2) 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（再生資源省令）の一部改正

・建設発生土の搬出元に対する受領書の交付（新設）

元請業者等は、建設発生土を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、搬入元の管理者（搬入元が工事現場の場合は当該工事現場に係る元請業者等）に対し、速やかに、(1)① i. a. ~e. の事項を記載した受領書を交付するものとする。

(3) 「ストックヤード運営事業者登録規程」の新設

ストックヤード（再び搬出することを目的に、外部から搬入された土砂を一時的に堆積する場所）を運営する事業者を国土交通大臣が登録し、その登録を受けた事業者は、元請業者等と同様、土砂の搬出先の確認や受領書の交付等を求める。

令和6年6月1日より施行

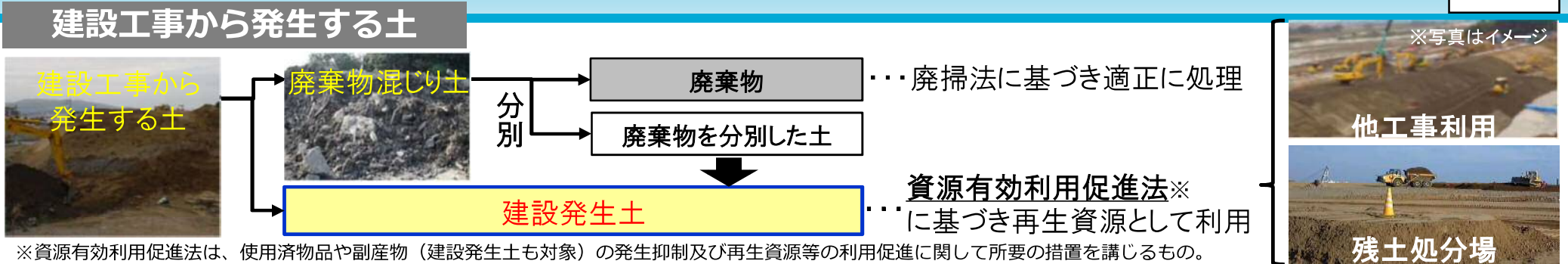
(4) 経過措置

(1) (1)③ iii. を除く。)、(2)の改正は、施行日（令和5年5月26日）以降に新たに請負契約を締結する建設工事に適用し、同日前に請負契約を締結した建設工事については、なお従前の例によることとする。

(1) (1)③ iii. 及びの改正は、施行日（令和6年6月1日）以降に新たに請負契約を締結する建設工事に適用し、同日前に請負契約を締結した建設工事については、なお従前の例によることとする。

以上

建設工事から発生する土の搬出先の明確化等



指定利用等の徹底

- **全ての公共工事発注者**に**指定利用等の原則実施**を要請 ⇒ **処分費の積算への計上**を徹底
- **継続的に大規模な建設工事を発注している民間工事発注者**には、**指定利用等の実施**や、それが困難な場合でも**元請業者により適正処理が行われることを確認**するよう求める

【指定利用等の取組状況】

国	: 99%
都道府県	: 88%
政令市	: 77%
市区町村(政令市除く)	: 69%

※H30建設副産物実態調査結果(土量ベース)

建設発生土の計画制度の強化

【**現行制度**】**資源有効利用促進法**により元請業者に対し、搬出先(他の工事現場、残土処分場等)等を記載した再生資源利用促進計画書の作成・保存を義務付け

- 計画書の作成**対象工事の拡大** (土砂1,000m³ → 500m³)、**保存期間の延長** (1年 → 5年)、**発注者への報告と建設現場への掲示**を**義務化**【省令改正：R4.9.2公布、R5.1.1施行】
※併せて事業所等への立入検査等の対象事業者を拡大し、チェック機能を強化
【政令改正：R4.8.30閣議決定、R4.9.2公布、R5.1.1施行】
- 搬出先の**盛土規制法の許可の事前確認**及び搬出後の**土砂受領書等の確認**を**義務化**
【省令改正：盛土規制法の施行に合わせ施行(R5.5.26)】
ストックヤード運営事業者の登録制度の創設により、**ストックヤードからの搬出先を明確化**
【告示：盛土規制法の施行に合わせ施行(R5.5.26)】

【再生資源利用促進計画書】(イメージ)

計画書	
請負会社	: ●●株式会社
工事所在地	: ●●市●●町●●
建設発生土	: ●●●● m ³
搬出先	: ●●工事 ●●●● m ³ ●●処分場 ●●●● m ³
コンクリート	: ……………
アスファルト・コンクリート	: ……………
木材	: ……………

新たな法制度等 (盛土規制法等)

- 厳格な**盛土許可制**
- 不法盛土の**監視強化** (許可地一覧の公表・現地掲示)
- 盛土許可違反の**建設業者への処分**

資源有効利用促進法 省令改正(第二弾)等について

盛土規制法の施行にあわせ、資源有効利用促進法の省令改正(令和4年度第2弾)及びストックヤードに関する新たな登録制度を創設する。

- 【目的】
- ・ストックヤードに搬入された場合でも、適正な処分等がされること
 - ・優良なストックヤード等の育成により、発生土のリサイクルを促進すること

入契法適正化指針改正(閣議決定)
標準約款改正(中建審決定・勧告)

発注者

- ・指定利用等
- ・処理費用の適正な負担

元請

盛土規制法許可等の確認

[処分場等へ直接搬出]

受領書

- ・最終処分
- ・リサイクル

ストックヤード運営事業者の登録制度(大臣登録)

[登録ストックヤード事業者へ搬出]

受領書

ストックヤード

- ・指定利用等
- ・受領書

- ・最終処分
- ・リサイクル

年間の搬出入先の報告

不法投棄

[非登録ストックヤード事業者へ搬出]

ストックヤード

- ・最終処分
- ・リサイクル

最終搬出先まで確認義務※

※R6.6.1に施行



資源有効利用促進法
(省令改正(第2弾))

- ・適正な搬出先であることの確認
- ・受領書による確認
- ・最終搬出先までの確認義務※



ストックヤード運営事業者の登録制度
(告示)

- ・ストックヤード事業者による指定利用等
- ・受領書による確認
- ・年間の搬出入先の報告



盛土規制法
(法改正)

- ・危険な盛土行為を規制

資源有効利用促進法 省令改正(第二弾)の概要

資源有効利用促進法について

- 建設工事の受注者及び発注者は、再生資源を利用するよう努めるとともに、自らの工事で発生した建設副産物が再生資源として利用されるよう努めなければならない。
- 主務大臣は、再生資源の利用促進に関する判断の基準を定め、基準に照らして著しく取組が不十分な一定規模以上の事業者に対し、立入検査・勧告・命令を行うことが可能。

⇒主に不適正処理防止の観点から省令を改正し、新設するストックヤード運営事業者登録制度とあわせ、計画制度を強化。

◇適正な搬出先への確実な搬出等【省令改正（第2弾）】

(1) 適正な搬出先への確実な搬出

- ・元請業者は事前に当該工事の搬出先が盛土規制法の許可地であるか等を確認し、結果を再生資源利用促進計画の添付資料（確認結果票）として現場掲示
 - ・元請業者は搬出先に受領書の交付を求め搬出先を確認、受領書の写しを5年間保存
 - ・元請業者は搬出先から更に他の搬出先へ搬出された場合（搬出先が以下の①②③の場合を除く）には、上記と同様に最終搬出先まで確認した書面を作成し、5年間保存
- ※
- ①国又は地方公共団体が管理する場所
 - ②他工事利用の場合であって当該建設工事の現場等
 - ③ストックヤードのうち国土交通大臣の登録を受けた場所

(2) 土壌汚染対策法への対応

- ・元請業者は発注者の土壌汚染対策法等の手続状況を確認
- ・確認結果を（1）と同様に現場掲示

注）令和5年1月1日施行の政省令改正を実施済み（第一弾）

（再生資源利用促進計画の作成対象の拡大、同計画の発注者への説明、現場掲示の義務化等）

（1）（2）を盛土規制法の施行に合わせ令和5年5月26日施行、ただし、（※）については、ストックヤード事業者の登録期間を1年間設け令和6年6月1日から施行

ストックヤード運営事業者登録制度の概要

ストックヤード運営事業者の登録制度について

- 資源有効利用促進法省令改正（第2弾）と連携し、**ストックヤード運営事業者を国に登録する制度を創設**

①ストックヤード運営事業者の登録制度創設の目的

ストックヤードに搬入された建設発生土の適正処理に資するため、適正処理の観点で一定の要件を満たすストックヤード運営事業者を国に登録する制度を創設。これにより、優良なストックヤード運営事業者を育成し、建設発生土の適正処理及びリサイクルを促進する。

②登録の拒否要件

- ・破産者、禁固刑を終え5年以内の者、不正又は不誠実な行為をするおそれのある者、暴力団等の関与がある者 など
- ・登録取消し後5年以内の者や盛土規制法などの法令による是正命令等を受けている者 など

③登録した業者の業務

- ・ストックヤードから土砂を搬出する場合、事前に搬出先が盛土規制法の許可地であるか等を確認した書面を作成、また、搬出後に搬出先に受領書の交付を求め搬出先を確認
- ・上記の搬出先から更に他の搬出先へ搬出された場合（搬出先が以下の①②③の場合を除く）には、最終搬出先までの搬出先を確認した書面を作成
 - ①国又は地方公共団体が管理する場所
 - ②他工事利用の場合であって当該建設工事の現場等
 - ③登録ストックヤード
- ・ストックヤードの土砂の搬出入管理及び記録の保存を行い、事業年度ごとに管理状況年報を国に報告 など
- ・ストックヤードに土砂が搬入された場合、搬入元に受領書を交付

※ 本項目は令和6年6月1日から施行

④登録した事業者に対する国の対応等

国は、ストックヤード運営事業の適正な運営を確保するため登録業者に対して以下の対応を実施

- ①業務に関する報告又は資料提出の請求
- ②業務に関する不正・不誠実行為等に対する勧告等
- ③不正登録や虚偽報告、上記勧告等の無視、盛土規制法などの法令による勧告や改善命令を受けた場合等における登録取消し

⑤発生土のリサイクルの促進

- ・国はストックヤード運営事業者のリストを公表。その際、搬入・搬出する土の種類、連絡先等を掲載

※登録の事務は、各地方整備局建政部建設産業課等が担当

「資源有効利用促進法」を知っていますか？

「資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）」では、建設工事の発注者及び受注者に建設副産物の発生抑制と再利用の促進に努めることを求めています。

○政省令の一部改正(第一弾) (公布:R4.9.2/施行:R5.1.1)

○省令の一部改正(第二弾) (公布:R5.3.3/施行 R5.5.26((5)2)はR6.6.1施行) 【下線部が第二弾改正点】
施行日以降に新たに契約した公共及び民間建設工事が対象

(1) 発注者、事業者の責務（発注者、元請及び下請企業）

原材料の使用の合理化や再生資源の利用に努める

- ・資源有効利用促進法では発注者及び受注者に対して、原材料の使用の合理化や再生資源の利用に努めることを求めています。

(2) 契約の際に実施すること（元請及び下請企業）

指定副産物の処理に要する経費の見積りを適切に行う

- ・元請及び下請企業は、請負契約を締結するに際して、運搬費その他指定副産物の処理に要する経費の見積りを適切に行うよう努めることとなっています。

(3) 施工前に実施すること（元請企業）

再生資源利用促進計画・再生資源利用計画（以下、計画）の作成等

- ・元請企業は一定規模以上^{※1}の工事を施工する場合、計画（確認結果票^{※2}を含む(以下、同じ))を作成し、**発注者へ提出、説明のうえ工事現場の公衆の見やすい場所へ掲示**することとなっています。
- ・元請企業は建設発生土を搬出する場合、**確認結果票を作成**することとなっています。
 - ①建設発生土の**搬出先が盛土規制法の許可地であるなど適正であることの確認**
 - ②発注者等が行った**土壌汚染対策法等の状況等の確認(発注者等は元請企業に状況等を説明)**
- ・また、作成した**計画を運送業者に通知**することとなっています。
- ・なお、工事現場において責任者を置くことにより管理体制を整備し同計画の事務を適切に行うこととなっています。

(4) 建設発生土の搬出後又は受入後に実施すること（元請企業）

1) 搬出先の受領書の確認及び保管等

- ・元請企業は、建設発生土を搬出先へ搬出したときは、速やかに搬出先の管理者に**受領書の交付を求め搬出先が計画と一致することを確認**するとともに、**受領書の写しを保存^{※3}**することとなっています。

2) 建設発生土の受入後の受領書交付

- ・元請企業は、建設発生土を他の建設工事やストックヤードから受入れたときは、**搬入元に受領書を交付**することとなっています。

(5) 建設工事の竣工後に実施すること（元請企業）

1) 計画の実施状況の記録・保存等

- ・元請企業は、計画の実施状況を把握して記録、保存^{※3}し、また、発注者から請求があったときは、**計画の実施状況を発注者に報告**することとなっています。

2) 建設発生土の最終搬出先の記録の作成・保存

- ・元請企業は**建設発生土が計画に記載した搬出先（次の①から④を除く）から他の搬出先へ搬出されたときは**、速やかに当該搬出先の**搬出先の名称や所在地、搬出量等を記載した書面^{※4}を作成し、保存^{※3}**することとなっており、**更に他の搬出先へ搬出されたときも同様**となっています。

- ① 国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの）
- ② 他の建設現場で利用する場合
- ③ スtockヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード
- ④ 十砂処分場（盛土利用等し再搬出しないもの）

令和6年
6月1日
施行

※3 保存期間は、建設工事の完了日から5年間

※島根県では、下記の規模によらず、請負金額100万円以上の工事で計画と実施書の作成を行うこととなっています（特記仕様書特記事項）

※1 計画の作成を要する一定規模以上の工事

《再生資源利用促進計画（建設副産物を搬出する際の計画）》

計画を作成しなければならない工事	計画に定める内容
次のような指定副産物を搬出する工事 1. 土砂 …… 500m ³ 以上 (改正前は1,000m ³) 2. Co塊 As塊 建設発生木材 } …… 合計200t以上	1. 指定副産物の種類ごとの搬出量 2. 指定副産物の種類ごとの再資源化施設又は他の工事現場等への搬出量 3. その他、建設副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項

《再生資源利用計画（再生資材を利用する際の計画）》

計画を作成しなければならない工事	計画に定める内容
次のような建設資材を搬入する工事 1. 土砂 …… 500m ³ 以上 (改正前は1,000m ³) 2. 砕石 …… 500t以上 3. 加熱アスファルト混合物 …… 200t以上	1. 建設資材ごとの利用量 2. 利用量のうち再生資源の種類ごとの利用量 3. その他、再生資源の利用に関する事項

以下の参考様式は国土交通省のホームページを参照ください。

※2 計画書及び確認結果票

※4 建設発生土の最終搬出までの搬出先の名称や所在地等を記載した書面

「建設発生土の搬出先計画制度」で検索（令和5年3月末公開予定）

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00041.html

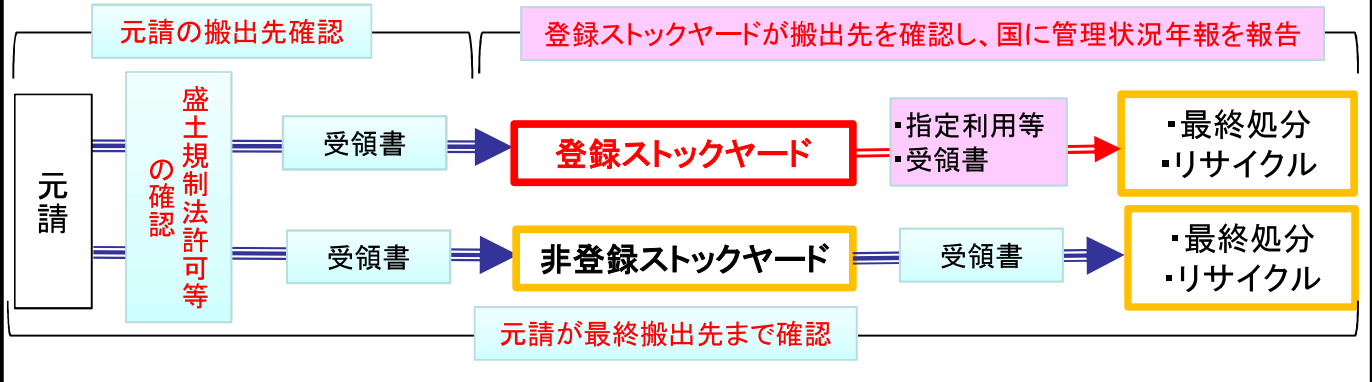


ストックヤードの登録制度をご利用ください

建設発生土の適正処理の観点から資源有効利用促進法省令改正（令和5年3月3日公布）と連携し、一定の要件を満たすストックヤード運営事業者を国に登録する制度を創設しました。これにより、優良なストックヤード運営事業者を育成し、建設発生土の適正処理及びリサイクルを推進します。

ストックヤードを経由した場合の建設発生土の最終搬出先確認主体

- 登録制度(R5.5.26受付開始)
- 元請の最終搬出先確認義務(R6.6.1施行)



○登録申請可能なストックヤードの種類等

登録可能なストックヤードは、再び搬出することを目的に、外部から搬出された土砂を一時的に堆積する場所であって、ストックヤード及び土質改良プラント、自社の資材置き場等が含まれません。なお、営利・非営利の別は問いません。

○ストックヤードを国に登録するメリット

- ・資源有効利用促進法省令では、元請業者は500m³以上の土砂を搬出する建設工事において、計画を作成することとしています。元請業者は搬出計画を作成した場合は、最終搬出先まで確認することが義務付けられます。その為、元請業者は、土砂が混合しないよう搬入元別に区分管理する非登録ストックヤードか、登録ストックヤードのいずれかを選択する必要があります。登録ストックヤードは最終搬出先までの確認主体となるため、搬入元別に土砂を区分管理する必要がありません。

○登録ストックヤード運営事業者の業務

- ・ストックヤードから土砂を搬出する場合、事前に搬出先が盛土規制法の許可地であるか等を確認した書面を作成、また、搬出先に受領書の交付を求め搬出先を確認
- ・上記搬出先から更に他の搬出先へ搬出された場合（搬出先が以下の①②③④の場合を除く）には、最終搬出先までの搬出先を確認した書面を作成
 - ①国又は地方公共団体が管理する場所
 - ②他工事利用の場合であって当該建設工事の現場等
 - ③登録ストックヤード
 - ④土砂処分場（再搬出を前提としないもの）
- ・ストックヤードの土砂の搬出入管理及び記録の保存を行い、事業年度ごとに管理状況年報を国に報告 等

○ストックヤード運営事業者の登録申請方法

電子メールにて管轄の地方整備局等へ申請ください。

【申請様式及び申請先については国土交通省のホームページを参照】※令和5年3月末公開予定
「ストックヤード運営事業者登録制度」で検索

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00042.html